

いじめ防止基本方針

近畿大学附属小学校



人
に

愛される人

信頼される人

尊敬される人

になろう

近畿大学附属小学校 いじめ防止委員会

はじめに

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりすることは絶対に許されないという姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめの発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童の意識を育成することになる。そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にすることを貫くことや、教職員自身が、児童を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童の人格のすこやかな発達を支援するという児童観、教育観に立って指導を徹底することが重要となる。

本校では、学園の校訓である「人に 愛される人 信頼される人 尊敬される人 になろう」に基づき、日々道徳教育に全力を注いでいる。いじめは、この校訓に反するものであり、重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに本校のいじめ防止基本方針を定める。

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。 — 「いじめ防止対策推進法 第2条」 —

2 いじめに関する基本的な認識

上記の「いじめの定義」をもとに、本校の「いじめに対する基本的な認識」を示す。それにより、本校教職員のいじめに対する理解を深め、いじめ問題への感性を高める。また、そのような感性こそ、いじめの未然予防・早期発見につながるものであり、いじめの被害児童の気持ちを重視できる感性であると考えている。

- いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、どの学級でも起こり得るものである。
- どんな子どもでも、いじめの被害者にも加害者にも、なり得る。
- いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- いじめは、いじめられる側にも問題があるという考え方は誤りであり、いじめ加害者がいなくなれば、いじめはなくなる。
- いじめは、その行為の様態により暴行・恐喝・強要などの刑罰法規に抵触する重大なものである。よって、加害者に対しては、本校学則等に則り、厳然と指導に当たる。
- いじめは、所謂、①被害者 ②加害者 ③観衆 ④傍観者 の4層構造になっており、この「観衆」や「傍観者」に対しても、「いじめを許さない」という意識を持たせるとともに指導する必要がある。
- いじめは、当該児童生徒の置かれている状況に大きく影響され、特に家庭教育の在り方に大きく関わりとされている。よって、家庭と連携を密にして指導に当たることが肝要である。
- いじめは、学校、家庭、保教会などが、それぞれの役目を果たし、一体となって取り組むべき問題である。
- いじめ問題は、学級担任が一人で抱えこまず、学年・学校全体で対応することを第一として、指導に当たるべきものである。

3 未然防止と早期発見

いじめの課題に取り組むに当たっては、「いじめが起こらない学級・学校づくり」などの、未然防止、予防に取り組むことが最も重要である。そのために、「いじめを生まない風土づくり」や「児童の様子 of 把握」などに取り組む必要がある。

(1) いじめを生まない風土づくり

① 「いじめを しない されない ゆるさない」の三原則の遵守

- 「いじめをしない」…いじめをする人がいなくなれば、いじめは起きない。
- 「いじめをされない」…友達や仲良しグループであっても、いやなことはいやと言う、また、それ言われた側も素直に受け入れる受容的な人間関係を構築する
- 「いじめをゆるさない」…学級（学校）の仲間は、いじめの「観衆」「傍観者」にならない。それらもいじめと同じであることを自覚し、いじめを止める、防止する、友達を守るという強く気持ちをもつ。

この三原則を、学級・学年・学校全体で共有し、全員で日々心掛け、実践するものとする。

② 言語環境の整備整

- 「ぐさり言葉」（チクチク言葉）、「ふわり言葉」（フワフワ言葉）の指導を徹底する。（資料1）（ぐさり言葉…言われると傷つく言葉 ふわり言葉…言われるとうれしい言葉）
- 丁寧で、礼儀正しい言葉遣いを心掛け、友達には「くん」「さん」を必ずつけて呼ぶ。
- 友達同士であっても文末は「～です。～ます。」と言い、友達の話は最後まで聞く。

③ 受容的で肯定的な学級（学校）の風土の育成

- 「友達のいいところ探し」をして、一人一人の個性を認め、ほめ合う。
- 友達を注意する時は、「相手のためを思って」心から思いやりをもって、応援する気持ちで声かけする。

④ 学級（学校）の中のでよい風土を、みんなで力を合わせてなくしていく環境づくり

学級の中のでよい雰囲気

「一所懸命」は、かっこわるくて、はずかしいことだという雰囲気
「真面目」は、損をして、ばかばかしいことだという雰囲気
「正しい」ことに従わずに、「楽しい」ことを優先させる雰囲気
友だちの失敗を笑ったり、ばかにしたりする雰囲気
友だちを応援せずに、足をひっぱろうとする雰囲気
友だちの得意なことをねたみ、友達の苦手なことをばかにする雰囲気
友だち同士のこそこそ話や目配せが多い雰囲気

(2) 児童、学級、学校の様子 of 把握

- 教職員による「気づき」⇒「学級経営チェック」（資料2）などを活用して、学級担任や教職員が、毎日子めの細かい「目くばり」「気くばり」「心くばり」を行う。「日常的なささいな事柄の中にも『いじめの芽』が含まれていることが多い」という認識をもって、毎日の学校生活で予防的な指導を徹底し、「いじめの予防」に努める。
- 「学校生活アセスメント」（「hyper Q-U」の活用）の実施
年間を通し、計画的なアンケート調査を実施し、児童、学級、学校の実態を把握するよう努める。その実施に当たっては、「いじめに対する取り組みは、児童・学校・家庭が一体となっていくことが重要である」との観点から、アンケートは「児童向け」として「hyper Q-U」を年2回、奈良県からの「いじめアンケート」・「こころと生活等に関するアンケート」を実施している。「保護者向け」として「学校アンケート」を年度末に行い、学校と家庭の連携に努める。また、個人懇談など個別で話し合う機会を活用する。これにより児

童の道德性の発達を把握するとともに、結果を活用して、いじめ防止や早期発見に努める。

○ 「やりきり表」『日進月歩』『洗心』の活用

毎日の生活指導で取り組んでいる「やりきり表」（低学年）・『日進月歩』（高学年）・『洗心』（道德の授業等で使用する本校独自の心のノート）を活用し、日頃から児童の実態把握に努める

児 童 「hyper Q-U」…年2回実施（6月頃、10月頃）「やりきり表」

『日進月歩』『洗心』による日々のふりかえり

本校作成の「いじめアンケート」の随時実施

県作成の「いじめアンケート」の実施（年1回 1学期）

家 庭 「学校アンケート」…学年末に実施（3月） 個人懇談…1、2学期末（7月、12月）

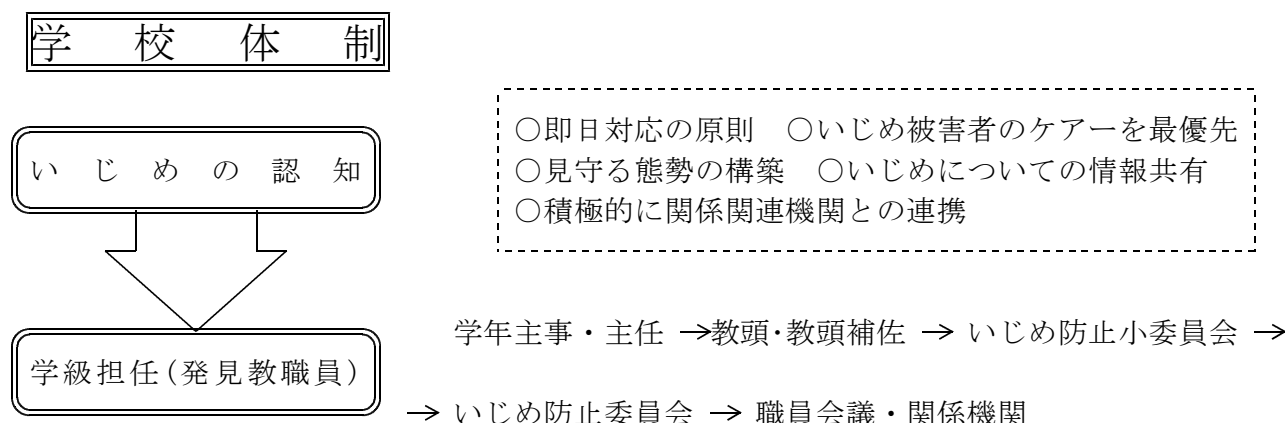
学 校 毎月の学年主任会・職員会議でいじめ防止会議を実施
「教職員へのアンケート」…毎学期末に「学年総括」にいじめについての記載
「児童カルテ」…年度末に児童カルテにいじめについての記載
「hyper Q-U」の結果の検証

※年間指導計画（資料3参照）

4 学校体制と取り組みの把握と検証

(1) 組織的な対応の流れ

いじめを認知した場合、その教職員が一人で抱えこまずに、学年・学校全体で取り組むことが重要となる。このため、組織的な対応を行うための本校の「学校体制」と「取り組みの把握と検証」については、次の通りである。

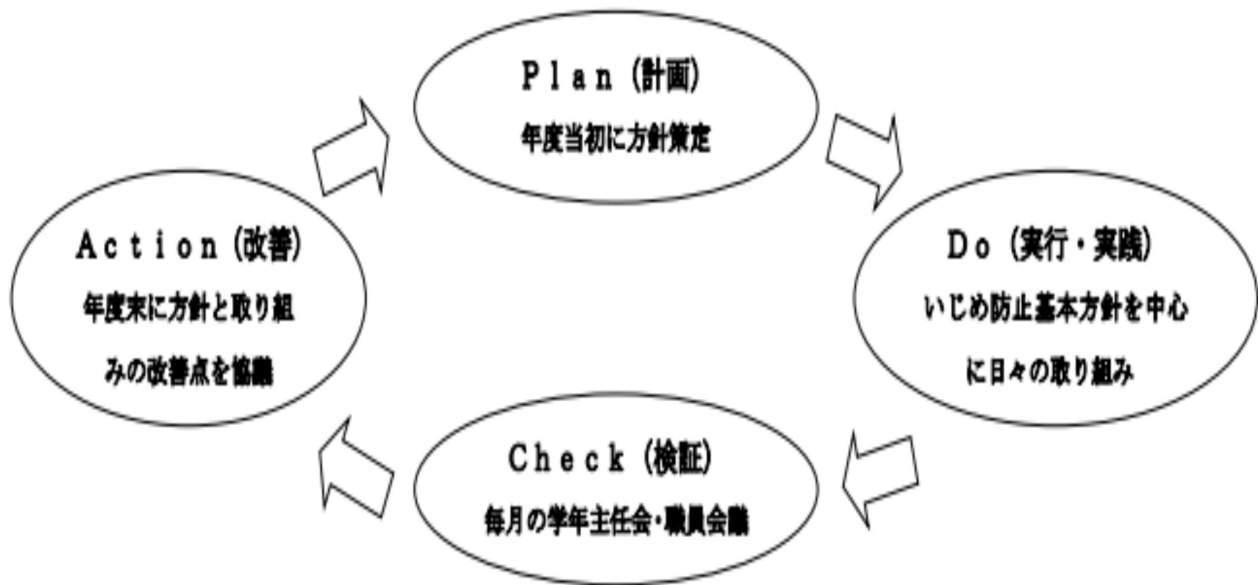


いじめ防止小委員会：担任（発見教職員） 学年主事・主任 教頭・教頭補佐

いじめ防止委員会：担任（発見教職員） 学年主事・主任 児童指導部長
教頭・教頭補佐 SC 校長

関 係 機 関：法人総務部 県庁 子ども家庭相談センター 要対協

P D C Aサイクルによる取組の把握と検証



(2) 初期対応について

いじめ問題においては、初期対応が非常に重要であると考えている。そのため、迅速かつ組織的に対応し、問題を軽視することなく謙虚な姿勢で取り組むため、次のような手順で指導する。

① 事実確認

- 時系列にそって『5W1H』を原則として、「出来事」（児童がしたこと）を正確に確認し、メモに残す。（その時の児童の気持ちには寄り添いつつ、事実関係を明確にする）
- 一つ一つ、「加害側」「被害側」をはっきりとさせるとともに、必ず双方の話を聞き、つき合わせる。その時は、できるだけ第三者的な立場の児童からも目撃情報などを集める。その際、複数対応を原則とする。
- はじめは、「被害児童」と「加害児童」を別々の場所に分けて、事情を聴取する。
- 「1 対 複数」の場合は、一人ずつ順番に呼び、話を聞きとる。「1 対 複数」のまま、原則として、事情聴取はしない。
⇒周りの児童の目にふれないように、事情聴取する時と場所に配慮する。

② 被害児童の心理状態の把握

- 被害児童に体に外傷などがないか確認する。（外傷があれば、必ず保健室へ。また、教頭へ報告する。）
- 被害児童の「いやだった部分」「つらかった部分」および「どうなれば大丈夫なのか」を確認し、「どうなれば大丈夫なのか」をもとに対応の方針を決める。

③ 対応方針の決定

- 些細なことであれば、すぐに担任が指導を行う。（学年主事・主任への報告は後でもよいが、必ず行う）
- どんな些細なことであっても、児童間の謝罪をきちんととる。
- 学年主事・主任と相談して、「被害児童とその保護者」、「加害児童とその保護者」、「学級全体への指導」の3つの視点を持ち、今後の対応方針を決める。決定後、速やかに教頭へ報告する。
- 学級内で、「観衆」や「傍観者」といわれる状態の児童についても指導を行う。

④ 保護者への連絡

- できるだけ、いじめを認知したその日の内に、事実、児童の心理状態、指導方針を伝えるようにする。
- 被害児童、加害児童の保護者ともに、明確で具体的な指導方針を伝える。(これから、どうするのか。どのような処遇を実施するのか等々)
- 保護者に対して、連携・協力してほしいことについては、具体的に依頼する。
- 事象や児童の様子によっては、直接会って、伝えるようにする。(必要であれば、すぐ家庭訪問を実施する)

⑤ 見守る態勢づくり

- 登下校など、教員の目の届かないところまで、見守る態勢をつくる。(担任、学年だけではなく、主事、専科教員、門衛等と連携を図る)
- 被害児童だけでなく、情報を提供した児童や、被害児童を助けようとした児童についても見守るように配慮する。
- 今まで以上に声かけを増やすとともに、今後も定期的に、被害にあっていないか、適宜確認する。

5 いじめ解決に向けての指導

(1) いじめられた児童に対して ～寄り添い、守り続けていく～

観点	支援の姿勢や内容	留意点
心身の安全を保障する	○ いじめについて思い出したり、話すことがつらい時は、無理に聞かずに、寄り添って励ます。 ○ 「学校全体で全力で守る」ことを伝え、勇気づける。	○ 保健室など、人目につかない、落ち着ける場所と時間を選ぶ。 ○ 初期対応について、分かりやすい言葉で、具体的に伝える。
事実関係を把握し、気持ちを理解する	○ 事実内容(出来事)を正しく押さえるとともに、その子どもの気持ちや、何が苦痛なのかを、受容的・共感的に聞き取る。 ○ 「よく話してくれたね」と、勇気を出して話したこと自体をほめ、協力してくれたことへの感謝の気持ちを伝える。	○ 被害側なので、話す内容を疑っていない、という雰囲気で聞く。 把握すべき事実関係 ・いつ頃から ・誰がするのか ・どんなことをするのか ・その時、どう感じたのか ・周りの人(友達)の様子はどうか ・今は、どう思っているのか ・まだ、続いているのか
今後どうするか考える	○ 今後、どうしてほしいのか、どうなってほしいのか、をくわしく聞き取る。 ○ 自分でできることと、できないことを明確にする。 ○ 学校や先生ができること、しようとしていることを、具体的に伝える。	○ 分かっているけど、できない状況にある、できない気持ちになっていることを、理解してあげる。 ○ できるだけ、具体的ですぐに取り組めるようなことを、話し合って提案する。

		○ 将来に向けての前向きな内容で話し合うように心掛ける。
--	--	------------------------------

（長期的な指導・支援）

- ・ はじめは毎日、その後は一週間ごとを目安に声かけを行い、「見守り続けているよ」という気持ちや学校態勢を伝え、安心できるようにする。また、仲間づくりや友達づくりについて、毎日支援する。
- ・ 解決への希望を伝え、自分に自信をもつことができるように励まし続ける。

（2）いじめた児童に対して ～動機を明確にさせ、いじめの「行為」自体をなくす～

観点	支援の姿勢や内容	留意点
事実関係を確認し、気持ちや動機を聴く	○ いじめについて、行為（したこと）と気持ちを、しっかりと区別しながら聞き取る。 ○ 「動機」となった気持ちや出来事について、できるだけくわしく聞き取る。 ○ 他に「加害者」「協力者」がいないか、注意して聞き取る。 ○ 「観衆」「傍観者」についても、様子などを聞き取る。	○ 保健室など、人目につかない、落ち着ける場所と時間を選ぶ。 把握すべき事実関係 ・ いつ頃から ・ 誰にするのか ・ どんなことをするのか ・ その時、どう感じたのか ・ 周りの人（友達）の様子はどうか ・ 今は、どう思っているのか ○ 動機については、面白半分など、いろいろな場合があるので、明確にさせる。
自分の行為の不当性に気付かせる	○ 「何がいじめなのか」をはっきりさせる。 ○ 「なぜ、いけないのか」をはっきりと伝える。 ○ いじめられている児童の苦しみや気持ちを具体的に伝える。 ○ いじめについての学校や先生の認識を伝え、人権侵害であるいじめは、絶対に許されないことを伝える。 ○ 自分のしたことについて、相手の立場に立って考えてみる。 ○ いじめられた児童の保護者の気持ちを考えてみる。 ○ 自分のしたことについて、今の気持ちを聴く。	○ いじめた児童が、「どんなことがいじめにあたるのか」について、全く理解していない場合があり、具体的にいじめ行為について確認する。 ○ いじめられた児童・その保護者の気持ちを、できるだけ具体的に想像させる。 ○ いじめをストレス解消につかったり、楽しんでいないか、しっかりと自問自答させる。
今後どうするのか考える	○ 今後、自分はどうするのか、しっかりと言葉にして言わせるようにする。 ○ いじめた児童へ謝罪をさせる。 ○ 今後、いじめをしないことを、被害児童、その保護者、学級担任、学年主任（必要があれば、児童部長、教頭）と約束する。 ○ 今後も、しっかりと見届けることを伝える。	○ いじめた児童にも、内面的に大きなストレスや不安をかかえている場合が多いので、追いつめるだけでなく、その点を共感してあげたり、支援することも伝える。

（長期的な指導・支援）

- ・ はじめは次の日、その後は一週間ごとを目安に声かけを行い、「約束を守れているか」について、いつも見守られていること（見張っているのではない）を感じ取らせていく。
- ・ 加害児童が、逆に学級などで疎外感を感じるような状況にならないように留意しつつ、毅然とした粘り強い声かけを続ける。（いじめ行為が潜在化しないように、十分留意する）

（3）いじめられた児童の保護者に対して～いじめを受けたことへの怒りや不安を受け止める～

観点	支援の姿勢や内容	留意点
家庭訪問して、事実関係を伝える	○ 「私たちの気付かないところでした」など、謙虚な姿勢で話す。児童の行為（事実）と気持ちをはっきりと区別して、時系列にそって分かりやすく伝える。	○ できるだけ、家庭訪問して伝える。（電話では不十分であることが多い）
保護者の気持ちや要望を共感的に受け止める	○ 「私たちが気付くことができなかった」という点がある場合は、謝罪の気持ちをもって、謙虚に傾聴する。 ○ 保護者が把握していること、児童の家庭での様子などをくわしく聞き取る。 ○ 家庭では、どう話しているのか、どんな気持ちでいるのか、を確かめる。 ○ 保護者として、不安に思っているところ、心配しているところを、具体的に聞き取る。 ○ 他に気になることはないか、確認する。	○ 被害側なので、話す内容を疑っていない、という雰囲気で聞く。 把握すべき事実関係 ・ いつ頃から ・ 誰がするのか ・ どんなことをするのか ・ その時、どう感じたのか ・ 周りの人（友達）の様子はどうか ・ 今は、どう思っているのか ・ まだ、続いているのか
今後の学校の取り組みを伝え、家庭の協力について話し合う	○ 第一に、児童の安全確保と不安の解消を目標とすることを確認する。 ○ 家庭の協力が不可欠なので、保護者の意見も十分にくみ取る形で、具体的な対策を話し合う。 ○ 「早期解決」「完全解決」をあせってしまいがちであるが、家庭と連携して、根気強く支援していくように話し合う。 ○ 児童の様子や心の回復状況によっては、スクールカウンセラーを紹介する。	○ 学校や担任への批判であっても、まずはしっかりと聞き、保護者の気持ちを十分にくみ取ってから、釈明できる点については、釈明・説明する。 ○ できるだけ、具体的ですぐに取り組めるようなことを、話し合って提案する。 ○ 将来に向けての前向きな内容で話し合うように心掛ける。

（長期的な指導・支援）

- ・ 今後も保護者との連絡を密にし、定期的に家庭での様子を聴く。
- ・ 家族で話す時間が増え、コミュニケーションが深まるように支援を続ける。

(4) いじめた児童の保護者に対して ～子どもの悩みを抱えている、と共感的に話し合う～

観点	支援の姿勢や内容	留意点
家庭訪問して、事実関係を伝える	○ 児童の行為（事実）と気持ちをしっかりと区別して、時系列にそって分かりやすく伝える。 ○ 「いじめ」にあたる行為は、どの点なのか、具体的にはっきりと伝える。 ○ 軽い気持ちのいたずらであったり、悪気がない場合でも、相手が傷ついていれば「いじめ」であるとはっきりと伝える。 ○ 児童を思う心は、親も教職員も同じことを伝え、「お子様が心配なのです」という気持ちを伝え、保護者を励ましながら話す。	○ できるだけ、家庭訪問して伝える。（電話では不十分であることが多い） ○ 保護者を責めるような形ではなく、「学校で起きたこと」という点では、謝罪の気持ちをもって、謙虚な態度で伝える。 ○ 善悪の判断だけでなく、以下のような点を具体的に伝える。 ・ どういう状況で起きたのか ・ どういういじめが行われたのか ・ 両者がどんな気持ちでいるのか ・ 学校がどう対応し、どう取り組んでいるのか
保護者の気持ちを共感的に受け止め、支援の方法を話し合う	○ 「私たちが気付くことができなかった」という点がある場合は、謝罪の気持ちをもって、謙虚に傾聴する。 ○ 保護者が把握していること、児童の家庭での様子などをくわしく聞き取る。 ○ 家庭では、どう話しているのか、どんな気持ちでいるのか、を確かめる。 ○ 保護者として、不安に思っているところ、心配しているところを、具体的に聞き取る。 ○ 他に気になることはないか、確認する。	○ 加害側であっても、親の愛情や家庭教育への熱意などを認め、受容的な雰囲気で聞く。 ○ 学校や担任への批判であっても、真摯に受けとめる。 ○ 今回の事象ではなく、前のことや過去のことを持ち出して話すことも多いので、混同しないように留意する。
今後の学校の取り組みを伝え、家庭の協力について話し合う	○ 児童と約束したことを、家庭でも見守るよう依頼する。 ○ いじめてしまった児童であっても、学校にとってかけがえのない大切な児童であることを伝え、今後の取り組みを具体的に、保護者も納得できるように話し合う。 ○ 一方的にしかるのではなく、いじめについて考え、話し合うような時間をもち、家族のコミュニケーションが深まるように努力してもらう。	○ 学校や担任への批判であっても、まずはしっかりと聞き、保護者の気持ちを十分にくみ取ってから、釈明できる点については、釈明・説明する。 ○ できるだけ、具体的ですぐに取り組めるようなことを、話し合って提案する。 ○ 将来に向けての前向きな内容で話し合うように心掛ける。

（長期的な指導・支援）

- ・ 今後も保護者との連絡を密にし、定期的に家庭での様子を聴く。
- ・ 家族で話す時間が増え、コミュニケーションが深まるように支援を続ける。

(5) 周りの児童に対して

「いじめの四層構造」というように、いじめ問題では「観衆」、「傍観者」といわれる児童への指導が重要です。このような姿勢・態度は、結果的にいじめに加わっているのと同じであることを自覚させ、いじめをなくすような風土づくりをしなければなりません。

① いじめの事実を学級（学校）全体に伝える

- ・ いじめの事実について説明する。（当事者が特定されないように、細心の注意をはらう）

② いじめについて共通認識をもつ

- ・ いじめとは、どんな行為をいうのか。
- ・ 軽い気持ちや悪ふざけであっても、相手が傷つけば、それはいじめであると理解させる。
- ・ 「いじめられている側にも問題がある」という考えは誤りであり、いじめは重大な人権侵害であり、どんな状況であっても「いじめ」は絶対にしてはいけないと伝える。
- ・ いじめを見て見ぬふりをしてしまったり、止めることができなかった児童の気持ちに共感しつつも、それではいけないことを伝える。
- ・ いじめられている児童の気持ち、不安、苦しみについて想像させる。

③学級（学校）全体で、いじめ問題に取り組むことを伝え、何ができるか考える

- ・ いじめがあった時の自分のした行動や考え方、立場について振り返る。
- ・ 自分にできることは何だったのか、自分がしなければいけなかったことは何だったのか、考える。
- ・ 学級（学校）で、できるいじめ防止への具体的な取り組みを話し合う。
- ・ 話し合ったことを、学級（学校）全体で取り組んでいくことを確認し、実践するように声かけを続ける。

6 ネット上のいじめへの対応

発見がしにくく、短時間でエスカレートするのが「ネットいじめ」の特徴である。匿名性が高く、安易な動機で深刻な事態になったり、加害者にも被害者にもなり得たりするため、日頃から十分注意することが大切である。

○ 「ネットいじめ」の具体例

- ・ パソコンや携帯端末から、ネット上に子どもの誹謗中傷を書き込む。
- ・ パソコンや携帯端末から、ネット上に子どもの個人情報に掲載する。
- ・ 子どもの誹謗中傷を、不特定多数の携帯端末にメールで送信する。（チェーンメール）
- ・ 別の子どもになりすまして、ネット上でその子どもが社会的信用を落とすような行為をする。（なりすまし）

○ 情報モラル教育の推進

道徳や学級活動の学習等において、「情報の受け手」として必要な基本的な技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。併せて、サイバー犯罪に巻き込まれないようにするためにも『情報社会における倫理』と『法の理解と遵守』の両面から、情報に関する自他の権利を尊重して責任ある行動を取る態度と情報社会におけるルールやマナー、法律があることを理解し、それらを守ろうとする態度を育てる。

7 関連資料

（資料１）「ふわふわことば ポスター」

（資料２）「学級経営チェック」

（資料３）「年間指導計画」

（参考資料）「情報モラル教育」（文部科学省 HP 参照）



ありがとう！ すごいね！ おめでとう！
がんばったね！ りっぱだね！ だいじょうぶ！
大好きだよ！ 上手だね！ 分かっているよ！
すばらしい！ やさしいね！ 思いやりがあるね！



- お友だちをよぶ時は、「くん」・「さん」をつけましょう！
- お話のおわりには、「～です。」「～ます。」と言いましょう！
- 思いやりのこもった、ていねいなことばづかいをしましょう！



(資料 2)

学 級 経 営 チ ェ ッ ク 一 覧 表

児童の様子と気持ち

- 1 毎朝、気持ちよく起きることができているか
- 2 毎朝、学校に楽しく来ることができているか
- 3 近頃、忘れ物が多くなっていないか
- 4 近頃、学校で自分の物がなくなっていないか（何度も）
- 5 休み時間、友達と楽しく遊んでいるか
- 6 学校で、よく頭が痛くなったり、お腹が痛くなることはないか
- 7 学校で、悪口やあだ名で、よくからかわれることはないか
- 8 何もしていないのに、たたかれたりけられたりしていないか
- 9 学校で、よく教科書やノートに落書きをされていないか
- 10 学校で、よく自分のものに不自然な傷が付いていないか
- 11 近頃、学校であったことを、家で話しているか
- 12 最近、学校で楽しいことがあったか
- 13 学校で、いつもいやだなあと思うことはないか
- 14 毎晩、気持ちよく寝ることができているか
- 15 学校で、よく友達と話したりしているか
- 16 先生のいないところで、いやなことをされていないか
- 17 そうじなど、学校の仕事でおしつけはないか
- 18 学校で、友達に仲間はずれにされていないか

担任の目から

- 1 休み時間、ひとりで遊んでいる（読書以外で）
- 2 欠席・遅刻が多い
- 3 保健室によくいく
- 4 朝から表情が暗い（挨拶・返事が無い）
- 5 休み時間、担任のそばばかりにいる
- 6 名前を必ず呼び捨てにされる
- 7 後片付けなどの仕事を、いつもさせられている
- 8 何か失敗をしたら、おおげさにひやかされる（みんなが喜ぶ）
- 9 周りの子から注意を受けるとき、特にきつい口調で大勢から受ける
- 10 班や係決めるとき、ひとりになってしまう（黙って端にいる）
- 11 物が無くなっていないか（何度も）

2 月	耐寒生駒登山 近小フェスティバル	耐寒生駒登山 近小フェスティバル	耐寒生駒登山 近小フェスティバル	耐寒生駒登山 近小フェスティバル	耐寒生駒登山 近小フェスティバル	耐寒生駒登山 近小フェスティバル	
3 月	6 年生をおくる会 保護者「学校アンケート」	6 年生をおくる会 保護者「学校アンケート」	6 年生をおくる会 保護者「学校アンケート」	6 年生をおくる会 保護者「学校アンケート」	6 年生をおくる会 保護者「学校アンケート」	6 年生をおくる会 保護者「学校アンケート」	3 学期総括 「学校アンケート」 報告会
日 々 の 取 り 組 み	「校訓」と「誓願」の唱和 やりきり表 『洗心』	「校訓」と「誓願」の唱和 やりきり表 『洗心』	「校訓」と「誓願」の唱和 やりきり表 『洗心』	「校訓」と「誓願」の唱和 『日進月歩』 『洗心』	「校訓」と「誓願」の唱和 『日進月歩』 『洗心』	「校訓」と「誓願」の唱和 『日進月歩』 『洗心』	毎月の学年主任会と職員会議後に協議会